

議案第116号

訴えの提起について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

訴えの提起について

1 訴えの趣旨

東京地方裁判所令和5年(ワ)第12588号損害賠償請求事件について、令和7年2月4日に言い渡された判決に対して不服を申し立て、東京高等裁判所へ控訴する。

2 訴えの相手方

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

東日本高速道路株式会社 代表取締役 由木 文彦

3 訴えの理由

令和2年1月29日に常磐自動車道下り線において法面が崩落する事故が発生したのは、市がつくば市道5-2545号線の側溝の管理を怠り、雨水を法面に流出させたことが原因であると主張して、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、市に対して相手方が提起した損害賠償請求事件について、令和7年2月4日の第1審判決にお

いては、つくば市の道路における管理瑕疵があるとし、当市の主張が認められなかったため。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、控訴審を含め被控訴人の負担とする。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の棄却又は認諾
- (2) 上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為
(提案理由)

損害賠償請求事件について不服があるので、控訴を提起するため提出するものである。

令和7年2月4日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
東京地方裁判所・令和5年(ワ)第12588号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和6年11月19日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1453万8861円及びこれに対する令和2年1月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 10 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 事案の概要

15 1 請求の法的根拠

本件は、原告が、原告が管理する高速道路脇の法面が崩落する事故（以下「**本件事故**」という。）が発生したのは、被告が管理する市道（以下「**本件市道**」という。）の設置又は管理の瑕疵によるものであると主張して、被告に対し、国家賠償法2条1項による損害賠償請求権に基づき、損害金1453万8861円及びこれに対する令和2年1月29日（不法行為日）から支払済みまで民法（ただし、平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20 2 前提事実（証拠を掲記したもの以外は、当事者双方に争いがない。）

(1) 当事者等

25 原告は、高速道路の新設等を行う株式会社であるところ、道路整備特別措置法に基づき、常盤自動車道（以下「**常磐道**」という。）の管理等を行っている。

被告は、つくば市道5-2545号線（本件市道）を管理する地方公共団体である。

(2) 本件事故の発生

令和2年1月29日未明、つくば市今泉地内において、常盤道下り線の法面が崩落する事故が発生した（本件事故）。

(3) 本件事故現場付近の位置関係等

本件事故現場付近の道路等の状況は、北側から順に、農耕地（私有地）、被告が管理する側溝（以下「**本件側溝**」という。）、本件市道とあり、本件市道脇にある常盤道の法面（以下、単に「**法面**」という。）を南側へ下った先に、常盤道下り線が存在する。本件市道と法面の境界線には、ガードレール（以下、単に「**ガードレール**」という。）及び原告が管理する立入防止のためのフェンス（以下、単に「**フェンス**」という。）が存在し、法面の小段には、原告が管理する排水溝（以下「**原告管理排水溝**」という。）が存在する。

本件側溝には、本件事故時、土砂が堆積していた。

3 原告の主張

(1) 本件事故の発生原因及び被告の責任について

本件事故は、本件側溝の排水設備に土砂が堆積し、本件側溝の排水機能が十分に機能していなかったことにより、令和2年1月28日夜から同月29日未明にかけての降雨によって冠水した本件市道から法面に流入した雨水が、法面の表土を徐々に洗堀し、地層のなかでも特に洗堀されやすい砂層部が短時間にえぐられたことが原因で法面の崩落に至り、発生したものである。

したがって、本件市道は、通常有すべき安全性を備えていなかったものであり、被告の設置又は管理には瑕疵がある。

(2) 原告の損害

ア 応急復旧工事費 419万7442円

イ 本復旧工事費（法面現況復旧） 901万9705円

ウ 弁護士費用 132万1714円（上記ア及びイの合計額の1割）

エ 合計1453万8861円

4 被告の主張

(1) 被告の責任について

5 ア 本件事故時の降水量は、令和2年1月28日から翌29日までの48時間
で108.5ミリメートルであり、これは、気象庁が定める大雨警報発表の
基準値よりも低い。つまり、本件事故時の降水量は、本件市道を冠水させる
ほどではなかった。

10 また、本件市道の路面は北側に向かって下りに傾斜しており、雨水が法面
とは逆方向に流れ込むようになっている。また、本件市道と法面の間にフェ
ンスが存在するところ、フェンスの付近には土砂が堆積し、地面が本件市道
の路面よりも盛り上がっているから、雨水が土砂にせき止められる。

15 したがって、本件市道から雨水があふれ出して法面へ流れ込んだという事
実はなく、また、溢れ出たとしても法面崩壊を発生させるような流量ではな
かったと考えられることから、本件市道の瑕疵と本件事故の発生について、
因果関係はない。

イ 法面崩落箇所が原告管理排水溝の直下にある以上、本件事故の直接の原因
は、原告管理排水溝から雨水が溢れ出たためという他ないから、本件市道の
瑕疵と本件事故の発生について、因果関係はない。

20 ウ 仮に、本件市道の瑕疵と本件事故による損害の発生について因果関係があ
るとしても、被告は、本件事故の発生を予見することは不可能であった。

25 本件事故により崩壊した法面は、夏季には法面全体に草が覆い茂っており、
表流水による土壌侵食を防止する機能を果たしているが、本件事故は冬季に
発生しているところ、当時、法面を覆っていた植物は枯れており、法面保護
機能が大幅に失われていた。また、夏季と比べて、冬季に大雨が発生するこ
とはまれである。

したがって、本件事故は、大雨が冬季に発生したという特殊事情によるものであり、被告がこれを予見することはできなかつたのであり、本件事故は不可抗力により発生したものであるといえるから、被告は、本件事故について、国家賠償法上の責任を負わない。

5 (2) 原告の過失について

ア 本件事故の原因は、上記(1)ウのとおり、冬季に大雨が発生したことにあるが、本件事故の発生が予見可能であるとすれば、原告には、冬季には大雨が降って法面が崩壊する危険があることを予期して対策を講じるべき義務があったといえるから、原告にはこれを怠った過失があるといえる。

10 イ また、本件事故の直接的原因は、法面崩壊箇所の真上にある原告管理排水溝から雨水が溢れ出たことと考えるのが合理的であるから、原告には、法面の排水機能を維持すべき義務を怠った過失があるといえる。

ウ したがって、原告の過失を斟酌して相当程度の減額をすべきである。

(3) 原告の損害については不知。

15 第3 当裁判所の判断

1 認定事実

各掲記の証拠等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件事故の発生

20 原告は、令和2年1月29日午前4時25分、常盤道について「路肩側 法面が崩れている」との通報を受けた。原告担当者は、同日午前4時52分時点で、常盤道下り線31.7キロポスト脇の法面が、路肩内3メートル×10メートルの範囲で崩落し、道路へと土砂が流出していることを確認した。その後も法面の崩落が進んでいたため、原告は、同日午前5時、常盤道下り線を、谷田部インターチェンジからつくばジャンクションの間で通行止めにした。(前提事実(2)、甲4〔別紙2〕)

25 (2) 本件事故現場付近の状況

ア 本件事故現場付近の道路等の位置関係は、北側から順に、農耕地(私有地)、本件側溝、本件市道、ガードレール、フェンス、法面(南側に下っている)、原告管理排水溝、常盤道下り線である。

本件側溝は、内寸幅72センチメートル、高さ80センチメートルであるところ、本件事故時、本件側溝には、本件市道北側の農耕地から流出した土砂が堆積し、排水機能が十分機能しない状態にあった。(前提事実(3)、甲1、6〔5頁〕)

イ 本件事故現場付近における、本件市道の北側(本件側溝地点)と南側(フェンス地点)の高度を比較すると、南側が約25~43センチメートル高く、北側に向かって下り勾配になっている。(乙8~10)

(3) 本件事故前後の降水量

本件事故現場から約1.9キロメートルの距離にある、つくば市館野の気象庁観測地点で観測された、令和2年1月29日の1時間ごとの降水量は、順に、5.0ミリメートル(午前0時)、7.5ミリメートル(午前1時)、6.0ミリメートル(午前2時)、9.0ミリメートル(午前3時)、14.5ミリメートル(午前4時)、6.5ミリメートル(午前5時)、26.5ミリメートル(午前6時)であった。また、同地点における、1時間の最大降水量は、同月28日は午後11時59分までに5.5ミリメートル、同月29日は午前6時1分までに26.5ミリメートルであった。(甲6〔3頁〕、乙1~3)

(4) 本件事故の原因に関する見解書について

本件事故については、被告の依頼を受けた一級建築士が作成した令和2年7月6日付けの「常磐自動車道下り線「法面」崩壊「責任の所在」について」と題する見解書(甲6。以下「**本件見解書**」という。)が存在する。

本件見解書は、本件側溝には、本件事故時、本件市道北側の耕作地から流出した土砂が堆積していたとしているほか、ガードレール下には、法面崩落が発生した箇所以外では、同耕作地から流出した土砂が高さ20~30センチメー

トルで堰堤状に堆積しているが、法面崩落が発生した箇所では、常盤道に雨水が流出した際にガードレール下の堰堤状の土砂は流失したものと考えられるとしている。

そして、本件事故の原因について、本件事故当時の大雨（令和2年1月29日の最大10分間降水量15.0ミリメートル（1時間換算90ミリメートル））が、100年に1度と称される大雨（1時間100ミリメートル）に匹敵する豪雨であり、その水量がガードレール下に堰堤状に堆積した土砂を超えるほどであったことから、堰堤状に堆積していた上記土砂を超えて法面へ流れ出た結果、徐々に堰堤状の土砂を削って法面上端から流入し、法面土砂を浸食し、崩落に繋がったものと判断している。

本件見解書は、本件事故の責任の所在について、市道管理者、本件市道北側の耕作地の所有者及び市道施工者に一定の責任があるものの、本件事故の原因は自然災害にあるとして、これらの者に責任はないものと判断している。（甲6〔3～6、8頁〕）

(5) 法面の復旧工事

原告は、本件事故により崩壊した法面の復旧や事故再発防止のために、下記の工事を実施し、その費用を負担した。

ア 法面の応急復旧工事（交通規制工、法面崩落箇所対策作業、排水管清掃・集水ます清掃等）419万7442円（甲5の1）

イ 法面の現況復旧工事（交通規制工、撤去工、土工、法面工及び排水構造物工等）901万9705円（甲5の3）

ウ ふとんかご施工による復旧工事 8118万9798円（甲5の2）

2 本件事故の発生について

(1) 本件事故については、その原因や責任の所在に関する見解書（本件見解書）が存するところ、本件見解書は、本件事故の発生原因について、認定事実(4)のとおり判断している。

(2) これに対し、被告は、本件事故時の降水量は、本件市道を冠水させるほどではなく、また、本件市道の勾配や堰堤上に堆積した土砂があることから、本件市道から雨水が法面へ流れ込んだという事実はなく、また、流れ込んだとしても法面崩壊を発生させるような流量ではなかったと主張する。

5 確かに、認定事実(3)によれば、本件事故発生時(令和2年1月29日午前4時25分頃。認定事実(1))までの本件事故現場付近における降水量は、1時間で最大14.5ミリメートルであり、やや強い雨という程度の降水量といえる。また、常盤道の降雨による警戒体制基準値に達するものでもない(甲6〔3頁〕、
10 弁論の全趣旨〔訴状・6頁〕)。そうすると、本件事故時の大雨が、100年に1度と称される大雨に匹敵する豪雨であったとする本件見解書の見解は、その部分について相当でないというべきである。

しかしながら、本件事故後に、法面崩落が発生した箇所以外において、ガードレール下に高さ20～30センチメートル程度の堰堤状に堆積した土砂があることが確認されていること(認定事実(4))は、本件事故以前には、法面崩落
15 が発生した箇所にも同様に土砂が堆積していたことを窺わせるところ、これが本件事故後に消失しているのは、本件事故時によって土砂が法面に流失したからと考えるのが相当である。そうである以上は、本件市道に降った雨水が、堆積していた土砂と共に法面に流れ込んだということが出来るから、これと反する被告の上記主張は採用することができない。

20 (3) したがって、本件事故は、本件市道の路面から雨水が溢れて法面へと流れ込み、土砂を含む雨水が法面の表面を洗掘したことによって生じたものと認められる。

3 被告の責任(営造物責任)について

25 (1) 本件事故の原因は、上記2のとおり、本件市道から雨水が溢れ出たことにより生じたものであるところ、やや強い雨という程度の降水量であったにもかかわらず、本件市道から雨水が溢れて法面に流れ込むに至ったのは、本件側溝

5 によって雨水が排水されなかったからに他ならない。そして、本件側溝に農耕地から流出した土砂が堆積し、排水機能が十分機能しない状態にあったことは、本件側溝が通常有すべき安全性を欠いているといえるから、被告は、営造物の管理について瑕疵があったといえる。以上の検討によれば、被告の瑕疵と本件事故の発生に因果関係があることは明らかであるから、被告は、本件事故について営造物責任を負う。

10 (2) これに対して、被告は、本件事故の直接の原因は、原告管理排水溝から雨水が溢れ出たことにあり、本件市道の瑕疵と本件事故の発生に因果関係はないと主張する。しかしながら、本件事故当時、原告管理排水溝には、本件市道から溢れ出た土砂を含む雨水が流れ込んでいたと考えられるところ、被告が主張する原告管理排水溝から雨水が溢れ出たという事実があったとしても、そのこと自体が、本件市道から雨水が溢れたことに起因するものというべきであるから、本件市道の瑕疵と本件事故の発生についての因果関係は否定されない。したがって、これと反する被告の上記主張は採用することができない。

15 (3) さらに、被告は、本件事故は、法面に覆っている植物が枯れて、法面保護機能が大幅に失われている冬季に、冬季では珍しい大雨が発生したという特殊事情により生じたものであるから、被告にはこれについて予見可能性がなく、本件事故について責任を負わないと主張する。

20 しかしながら、本件事故時までの降水量は、上記2(2)のとおり、やや強い雨が1時間程度継続したという程度である。また、法面を覆っている植物に、表流水による土壌侵食を防止するという法面保護機能があるとしても、法面を覆う植物の有無が、本件事故の結果発生に直接的に影響するものであったと認めるに足りる証拠はない。そうである以上、これによって本件事故発生の予見可能性が否定されるとする被告の上記主張は採用することができない。

25 4 原告の過失について

(1) 被告は、本件事故時に、法面小段にある原告管理排水溝が機能しなかった

ことを指摘し、原告管理排水溝が機能していれば、法面崩落が防止できた可能性が高いとして、原告には法面の排水機能を維持すべき義務を怠った過失があると主張する。

5 確かに、原告管理排水溝は、法面崩落が生じた部分のみ消失しているように見受けられるところ（甲8参照）、法面上部から土砂を含む雨水が流れ込んだことにより、排水溝ごと流された可能性は否定されない。しかしながら、本件市道の勾配や本件側溝の存在を考慮すると、本件側溝の排水機能が正常に機能していれば、本件市道から溢れた雨水が法面に流れ込むことは通常考え難く、ましてや、本件市道北側の農耕地の土砂と一緒に流れ込むこともおよそ想定し
10 難いことからすると、原告管理排水溝が、本件市道から溢れた土砂を含む雨水を十分に排水できなかったとしても、そのことから直ちに原告管理排水溝の管理について過失があったということはできない。本件側溝の排水機能が正常に機能していない状態であったことについて、原告に責任はなく、原告は過去に被告に対し本件側溝の土砂を撤去するよう依頼もしているのであり（甲3）、原告管理排水溝の管理において、これを考慮して本件市道から雨水が溢れた場合に
15 まで備える義務があったとはいえない。そうすると、本件事故時に、原告管理排水溝が機能しなかったことについて、原告に過失があると認めることはできないから、これと反する被告の上記主張は採用することができない。

20 また、被告は、原告には、法面の植物が枯れる冬季に、法面崩落を防止するための対策を講じるべき義務を怠った過失があるとも主張するが、法面保護機能の低下が本件事故の結果発生に直接的に影響するものであったと認めるに足りる証拠がないことは前記3(3)のとおりであるし、本件の法面について、専ら表流水による土壌侵食を防止するために植物が繁茂されたと認めるに足りる証拠はなく、結果として冬季に法面保護機能を欠いていたとしても、そのことから直ちに原告に過失があったと認めることはできないから、この点について
25 の被告の主張も採用することができない。

(2) したがって、本件について、過失相殺の要は認めない。

5 原告の損害について

認定事実(5)によれば、原告は、法面復旧や事故再発防止のための工事費用を負担したと認められるところ、本件で原告が主張する損害（合計1321万7147円）はいずれも認めることができる。そして、本件の弁護士費用額は、132万1714円が相当と認める。

したがって、原告の損害額は、合計1453万8861円と認められる。

第4 結論

よって、原告の請求には理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官

高木勝己 
高 木 勝 己

裁判官

大庭陽子 
大 庭 陽 子

裁判官

三井みのり

三井みのり

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

5

原 告	東日本高速道路株式会社
同代表者代表取締役	由 木 文 彦
同訴訟代理人弁護士	山 上 芳 和
同	藤 井 圭 子
同	笹 岡 優 隆

10

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

被 告	つ く ば 市
同 代 表 者 市 長	五 十 嵐 立 青
同訴訟代理人弁護士	戸 賀 崎 篤

以 上

15

これは正本である。

令和7年2月4日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 清水 健太郎

